

令和8年度 岡山県海岸漂着物対策活動推進員等育成セミナー開催業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 岡山県海岸漂着物対策活動推進員等育成セミナー開催業務

2 業務の目的

海ごみ対策の推進を図るためには、広範な関係主体による取組みが重要であり、県と連携して住民等への助言や情報提供を行うなど、その協力者としての役割を期待される人材を早急に育成していく必要がある。

そこで本県では、今年度、海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う人材を海岸漂着物対策活動推進員として委嘱する「岡山県海岸漂着物対策活動推進員制度」を創設した。

については、本制度を周知するとともに、人材の育成を図ることを目的としてセミナーを開催する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

4 業務の内容

(1) セミナーの概要

ア 開催時期：令和8年7月第3土曜日から8月末までの土曜日、日曜日又は祝日のうち、いずれか1日

イ 開催場所：岡山県内

ウ 対象者：県民

エ 募集人数：50名程度

オ 当日次第

- ・ 参加者受付
- ・ 開会
- ・ 開会挨拶
- ・ 学識経験者等による講演
- ・ 県担当者による説明
- ・ 県内で海岸漂着物の回収・発生抑制等に取り組む団体による活動発表
- ・ 閉会

(2) 参加者の募集

ア 新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスター等の中から効果的な広報・募集方法を提案すること。

イ 参加者の受付、決定及び連絡を行うこと。（欠席者への対応を含む。）

(3) セミナーを開催するために必要な会場借上げ、会場設営、会場サイン、講演者等・会場スタッフの手配、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。

(4) 学識経験者等による講演

ア 県内の海岸漂着物の現状や海岸漂着物削減の意義等について説明を行うこと。

イ 講演を行う学識経験者等の選定及び講演内容について企画・提案内容に含めること。

なお、学識経験者等の選定にあたっては、専門的な内容だけでなく、参加者が「岡山県海岸漂着物対策活動推進員」として今後活動するために有益な知識・情報を提

供するとともに、県民が海ごみ対策の重要性を認識し、日々の行動変容につながる内容を講演できる者を選定すること。

(5) 県内で海岸漂着物の回収・発生抑制等に取り組む団体による活動発表

ア 海岸漂着物の回収・発生抑制等これまでの活動内容、今後の目標等について発表を行うこと。

イ 発表を行う者（3者程度）の選定について企画・提案内容に含めること。

(6) 当日配布資料（当日プログラム、講演資料等）を作成・印刷し、参加者に配布すること。

(7) 当日のセミナーの様子を、後日、希望者が閲覧できるように、アーカイブ配信を実施するとともに、海岸漂着物の発生抑制に関する普及啓発や情報発信に努めること。

(8) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

5 業務の進め方

(1) 業務計画書の作成・提出

契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書を基にセミナーの実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、事業計画書を作成して県に提出すること。

(2) 実施体制の整備

実施業務を適切に遂行するため、本仕様書の内容を確実に実行するに足りる知見・見識・ノウハウ・経験等を有する者を配置し、セミナーの開催に向けて適切な委託業務の進行管理を行うとともに、誠意をもって関係者に対応し調整していくこと。

(3) 委託者との調整

県の担当職員に定期的な報告を行い、当該職員の指示に従って進めること。

6 成果物等

(1) 報告書の作成等

業務実施後、セミナーの記録写真、講演内容、広報結果等について取りまとめた業務実施報告書を1部作成し、速やかに県に提出すること。

なお、記録写真・録音・録画は、併せて電磁的記録媒体（DVD等）1部を提出すること。

(2) 提出期日

令和8年12月11日（金）

(3) 提出場所

岡山県環境文化部循環型社会推進課

7 機密保持

本業務を遂行する上で知り得た情報については、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ業務遂行上、県の下承を得た場合にはこの限りではない。

8 留意事項

(1) 受託者は、業務の全部又は主要な一部を受託者以外に委託してはならない。

(2) 受託者は、5(1)に掲げる業務計画書とともに、県と随時協議を実施し、業務内容に関する報告を行うとともに、委託期間中に、県から開催に向けた進行状況の報告を求められた時は、速やかに報告しなければならない。

- (3) 業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項又は不明な点が生じた場合は、速やかに県に報告し、協議のもと、県の指示を受けるものとする。
- (4) 委託業務実施に伴う著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条で定める権利を含む。）、所有権等の権利は、全て県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務実施に伴い、作成する印刷物等において使用される素材等については、他者の著作権その他が及ぶものは使用を避けること。なお、これらを使用する場合には、権利者から事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
- (6) 「令和 8 年度岡山県グリーン調達ガイドライン（岡山県環境物品等の調達の推進に関する方針）」4 (5) ①及び③に基づきごみの発生抑制・リサイクル対策等を講じること。
- (7) セミナーの開催にあたっては、「グリーンイベントガイドラインおかやま」に基づき環境に配慮した取組を実践するとともに、グリーンイベント登録手続きを行うこと。